別添３

業務委託契約書（案）

委託者　支出負担行為担当官　島根労働局総務部長　○○○○（以下「甲」という）と、受託者　○○○○（以下「乙」という）とは、双方対等の立場において、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

1. 令和７年度浜田労働基準監督署外５施設に係る機械警備業務委託契約について、甲と乙は本契約を締結し、甲にて作成した別添１「仕様書」並びに乙が作成した別添２「設置機器明細表及び配置図面」（以下「仕様書等」という。）に基づき、信義に従い誠実に契約を履行するものとする。

（業務委託料）

1. 業務委託料は、年額○○○○円（内消費税及び地方消費税額○○○○円）とする。

また、警備対象物件毎の業務委託料の内訳及び月額料金は、別紙「庁舎別機械警備業務委託料」のとおりとする。

２　 前項に定める業務委託料は、情勢の変化あるいはやむを得ない事情が発生したときは、甲乙協議の上これを改定することができる。

（契約保証金）

1. 本契約に関する契約保証金は、全額免除する。

（契約内容）

1. 契約内容は、仕様書等のとおりとし、警備業務実施期間、契約履行場所及び検査場所は、次の各号のとおりとする。

（1） 警備業務実施期間　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとする。

（2） 契約履行場所　　仕様書別添「警備対象物件一覧」のとおりとする。

（3） 検査場所　　前号に同じ。

（契約内容の変更）

1. 甲は、警備対象物件の増改築、模様替え、レイアウト変更等により契約内容の変更をしようとする場合には、その日から起算して１５日前までに乙に通知を行い、甲乙協議の上これを改定するものとする。

　　２　 前項に基づき警備業務用機械装置の移設、変更等の必要が生じた場合には、事前に乙に通知するものとし、当該工事によって発生する費用は甲が負担するものとする。

　　　 　また、甲乙協議により新たに警備業務用機械装置の付加が必要と認められた場合も同様とし、これに伴い業務委託料を改定することを得るものとする。

（契約の終了）

第６条　本契約が終了したときは、乙は遅延なく警備業務用機械装置を撤去する。

　　　　なお、警備業務用機械装置の撤去に際し、乙は警備業務用機械装置取付けの必要上警備対象物件に施された孔穴、その他変更部分については、一切原状回復の義務を負わないものとする。

　　２　有効期間満了により本契約が終了した場合、もしくは甲の事由により本契約が中途終了した場合は、警備業務用機械装置の撤去料は甲の負担とする。

（契約の解除）

第７条　甲はいつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　甲は、本契約に関して乙が次の各号の一に該当するときは、文書をもって通知することにより本契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の１００分の１０に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第５号から第７号に該当すると認められるときは、何ら催告を要しない。

（1） 第４条第１項第一号の期間内の当該役務の提供等の給付が行われないとき。

（2） 第９条第１項の検査に合格しないとき。

（3） 前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。

（4） 乙が本契約の解除を請求し、甲がその理由が正当であると認めたとき。

（5） 完全に契約を履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

（6） 甲が行う検査監督に際し、乙又は代理人、使用人等が係員の職務執行を妨げ、もしくは詐欺その他の不正行為を行ったとき。

(7)　第２０条の規定に違反したとき。

　　３　甲は、乙について民法第５４２条各項各号に定める事由が発生したときは、何ら催告を要せず、本契約の全部または一部を解除することができる。

　　４　甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができる。

　　５　乙は、本契約に関して甲の責に帰すべき事由により業務を提供しがたいと認めたときは、文書をもって通知することにより本契約を解除することができる。

　　６　甲及び乙は、解約につき相当の事由がある場合は、その事由を付し文書をもって相手方に解約の予告をするものとし、文書到着後、甲乙協議の上本契約を解除することができる。

　　７　本契約が前６項の事由に基づき契約期間の途中にて終了し、その終了日が月の途中である場合、当該月の業務委託料は、第２条第１項に記載する月額料金をその月の日数で除して得た金額にその月の警備日数を乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）とする。

（警備業務用機械装置の保守）

第８条　乙が機械警備業務の実施のために設置する警備業務用機械装置は、乙の所有に属し、その種類、数量及び設置場所は仕様書等のとおりとする。

　　２　甲は、警備業務用機械装置の取扱いについて過誤のないよう日常注意するとともに、警備業務用機械装置に故障又は異常を発見したときは直ちに乙に通知するものとする。

　　３　乙は、警備業務用機械装置を常に円滑に運用できるよう適宜点検を行うものとし、点検の都度その結果を甲に報告するものとする。

　　４　警備業務用機械装置の補修又は交換に要する費用は、その原因が甲の責に帰すべき事由による場合は、甲が負担するものとする。

　　５　甲の責に帰さない事由により乙の行う機械警備業務に支障が生じた場合は、乙の費用負担で補修、取替え等の必要な措置を行うものとする。

（検査）

第９条　乙は、１ヶ月毎の履行が完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。甲は、１ヶ月毎の履行完了の通知を受けた日から起算して１０日以内に検査を行うものとする。

　　２　甲が検査に要する人員及び費用は、すべて乙において負担することとする。

　　３　甲が乙のなした履行内容の全部又は一部が契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、甲は乙に対して、その是正又は改善を求めることができる。この場合に要する費用及びこれに伴う損害は乙が負担することとする。

（代金の支払い）

第10条　乙は、前条第１項の検査に合格したときは、代金の支払いを請求することができる。

なお、乙からの請求は、別紙「庁舎別機械警備業務委託料」に基づき１ヶ月毎の部分払いとする。

２　官署支出官島根労働局長（以下「官署支出官」という。）は、前項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して３０日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第11条　官署支出官は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）に基づき遅延利息を乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第12条　乙は、本契約に基づく業務遂行中に、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害について、次の各項の賠償額を限度として保険により甲に対して損害を賠償することとする。

　２　前項の賠償限度額は、１事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて１０億円とする。

３　第三者に対し損害が発生した場合には、甲が第三者に対し、直接損害賠償の責に任ずるものとし、乙の責に帰すべき事由のあるときは、乙はその補償として客観的に承認された賠償額証明に基づき、前項に定めた限度内の金額を甲に支払うものとする。

４　甲は、第１項及び前項の事故による損害が発生したときは、その事故を知った日から１４日以内に書面をもって事故による損害の発生を乙に通知しなければならない。

５　乙は、この契約の履行に着手後、第７条第１項による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から１０日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

６　甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

（免責事項）

第13条　乙は、次の各号についての責任を一切負わないものとする。

（1） 警備業務用機械装置が正常に作動したにもかかわらず、乙の責に帰すことのできない事由で通信回路により送信が行われない状態にあったために生じた一切の損害。

（2） 甲の責に帰すべき事由により警備業務用機械装置が正常に作動しなかったことにより生じた一切の損害。

（危険負担）

第14条　天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（検査の遅延）

第15条　甲がその責に帰すべき事由により、第４条第１項第１号の期間内に検査をしない場合は、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、この遅延期間が約定期間を超える場合には、超える日数に応じ第１１条第１項に規定する遅延利息を乙に支払わなければならない。

（契約履行の遅滞）

第16条　甲は、乙が第４条第１項第１号の期間内に当該役務の提供等を給付しない場合において、遅滞料を徴することができる。遅滞料はその遅滞の生じた日の翌日から起算して、遅滞１日ごとに業務委託料の年３％に相当する金額とする。

２　乙は、天災地変その他正当な理由により第４条第１項第一号の期間内の役務の提供等ができない場合は、期間内にその理由を記して甲に請求することができる。この場合において、甲はその請求を正当と認めたときはこれを許可し、前項の遅滞料を免除することができる。

３　前項により業務の一部が停止されたときも、甲は所定の業務委託料を支払うものとする。業務の全部が停止された場合の業務停止期間中の業務委託料については、甲乙協議して定めるものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第17条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1） 公正取引委員会が乙又は乙の代理人（乙または乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（2） 乙又は乙の代理人が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（3） 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽

があったことが判明したとき。

（4） 乙またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことに

より、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

（5） 第３項の規定による報告を行わなかったとき。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

３　乙は、第１項第３号又は第４号の事実を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第18条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1） 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第７条若しくは第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2） 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（3） 乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

（4） 前条第１項第３号、第４号又は第５号のいずれかに該当したとき。

２　乙は、前項第３号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額（契約締結後に契約金額に変更があった場合には、変更後の金額）の１００分の１０に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1） 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第７条の２第１項の規定による納付命令（同法第７条の３第１項若しくは第２項又は第３項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

（2） 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第19条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３．０％の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（機密の保持）

第20条　甲及び乙は、本契約の締結並びに実施にあたり知り得た相手方の個人情報を含む機密情報を、契約有効期間中であるか契約終了後であるかを問わず、これを本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（再委託）

第21条　乙は、委託業務の全部もしくは一部を第三者（乙の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

（権利義務の譲渡）

第22条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるにあたり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りではない。

２　　乙は前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第23条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第24条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1） 暴力的な要求行為

　　（2） 法的な責任を超えた不当な要求行為

（3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4） 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

（5） その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第25条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

　　 ２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（契約解除に基づく損害賠償）

第26条　甲は、第７条第２項、同条第３項、第２３条、第２４条及び第２９条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、第７条第２項、同条第３項、第２３条、第２４条及び第２９条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第27条　乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第28条　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第29条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1） 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（2）　乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（3）　乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第30条　第２９条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（紛争等の解決方法）

第31条　本契約条項又は本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

２　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（存続条項）

第32条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第７条第２項、第１１条、第１２条、第１８条、第１９条、第２０条、第２５条、第２６条、第３０条、第３１条及び本条はなお有効に存続するものとする。

本契約の締結を証するため本書２通を作成し、双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　　島根県松江市向島町１３４番１０

支出負担行為担当官

　　　　島根労働局総務部長　　○○○○　　　印

　　　　　　　　　　乙　　○○○○